

●本号の内容

1 国賠訴訟はじまる.....	p1
2 第1回口頭弁論の報告.....	p2
3 報道（京都新聞記事など）.....	p3

## 裁かれるべきは警察・検察・裁判所の労働組合つぶし 8/21 国賠訴訟はじまる

8月21日、国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁103号法廷で開かれた。

この国賠訴訟は、逮捕された組合員と家族に「労働組合をやめろ」と迫った警察・検察の違法行為の数々、そして、組合事務所への立ち入りや組合員相互の面談、電話、メールなど一切の接触を禁じる保釈条件を決めた裁判所の行為などの責任を追及するたたかいだ。今年3月、全日建本部、同関生支部、湯川副委員長ら5者を原告として、国、滋賀県、京都府、和歌山県を相手取って提訴したもの。

各労組・団体が連帯挨拶（写真は佐藤国労書記長）



この日は、09:00 から地裁前宣伝集会、10:30～10:45 口頭弁論、14:30～15:20 記者会見（写真左。中央が武委員長、右隣り西山執行委員、右端は佐高信さん）、18:30～19:20 報告集会の1日行動。武委員長ら原告は、このほか昼の時間帯に開かれた「関西生コンを支援する会」の役員会に出席して、佐高信さん、宮里邦雄弁護士、内田雅敏弁護士ら役員に対して、この間の支援活動にお礼のあいさつを述べた。



### ●「1発やられたら3発やりかえす」

連合会館で開かれた夜の報告集会には100人ほどが参加。武委員長が「一連の弾圧で関生支部は大きな打撃を受けた。弾圧はまだまだつづくだろう。しかし、関生支部は一発やられたら三発やりかえす。みなさんのご支援をうけながら必ず運動を立て直す」と決意表明し、会場は大きな拍手で沸いた。

# 【第1回口頭弁論の報告】

## ●法廷の意見陳述——保釈条件の異様さが浮き彫りに

この日の第1回口頭弁論では、原告5人全員と弁護団2人が意見陳述したのだが、ここでも原告らをしる憲法違反の保釈条件の異様さが浮き彫りになった。

というのも、関生支部の武委員長、湯川副委員長、T書記次長、西山執行委員は、弁護士を介する以外は相互に一切接触してはならないとの裁判所の保釈条件に拘束されている。そこで、口頭弁論に原告として出席するために、各裁判所に「保釈条件変更申立」を申請。裁判と記者会見の場に限定して、しかも各自の代理人弁護士が同行してなら同席してよいとの許可を得る手続を取らざるをえなかった。ところが、武、湯川、西山の3人は許可が取れたものの、T書記次長については許可決定が間に合わなかった。

このため東京地裁の担当裁判官に事情を説明して、まず国賠弁護団5人、菊池委員長（全日建本部）、T書記次長と担当弁護士が入廷して、その間、武、湯川、西山と3人の各担当弁護士は法廷から離れた場所で待機。開廷すると、弁護団の太田弁護士、T書記次長の順で意見陳述をすすめ、終わったところでT書記次長と担当弁護士は法廷から退出。そのあとで武、湯川、西山と各担当弁護士が入廷して、菊池、武、湯川、西山の順に意見陳述をおこない、最後に海渡弁護士が意見を述べたのだった。

関西生コン事件を管轄する各裁判所の憲法違反の保釈条件のために、原告たちは裁判を受ける権利をも侵害されている——。通常ではありえない法廷のありさまを直接見たことで、東京地裁の裁判官たちが保釈条件の異様さについて問題意識をもってくれたと期待したい。

なお、法廷だけではなく、昼の時間帯に「関西生コンを支援する会」の役員会に出席するときも、武委員長ら原告たちと担当弁護士は、会場の議員会館にはそれぞれ時間差を設けて入り、先に参加した原告があいさつを終えて退席してしばらく経ってから、顔を合わせぬよう会場に入るという苦勞をせざるをえなかった。

## ●裁判のすすめ方をめぐる攻防

第1回口頭弁論でテーマとなったのは、「この国賠訴訟の審理をどこの裁判所ですすめるのか」という点だった。

被告の滋賀県、京都府、和歌山県は、前日までに「移送申立」を東京地裁に提出。事件は関西でおきている、刑事裁判も関西の各裁判所ですすめられているから証拠など書類一式は関西にある、原告5者のうち4者は関西在住だから、わざわざ東京で裁判をやるのは効率的でないし、コロナ感染拡大状況もある、だから京都地裁でやるべきだと主張した。

これに対し、原告側は、刑事事件が係属する関西の裁判所では公平な裁判は望めない、実際に、大津地裁では滋賀県警の捜査員多数が傍聴席に入り込んでいたので組合側が強く抗議したが、裁判所はこの警察の行為を問題としなかった前例もあるなどの理由をあげ、東京地裁でやるべきだと反論した。

裁判長は、双方の主張を聞いたうえで、東京地裁で審理することを前提に、「6か月に1回は法廷で弁論、その間は（東京地裁と各地裁間の）ウェブ会議で弁論準備で主張などの整理をおこなうことにしてはどうか」と提案。2週間をメドに原告・被告双方に回答するよう求めた。また、被告の各府県に対し、2か月をメドに訴状に対する認否・反論を提出するよう求めた。

# 【国賠訴訟の報道】

第1回口頭弁論、記者会見、報告集会などについては、京都新聞が大きめの記事を22日付本紙（下掲）に掲載したほか、当日のデジタル版でも報じた。

また、レイバーネットが一連の行動について報告記事を掲載している。

3年ごろ、教区の資金計約2億5千万円を海外事業への投資などに無断で流用し

司教は同日までの共同通信の取材に、司祭の職務権限を越えた資金の流用があった

## 関西生コン事件国賠訴訟口頭弁論

### 労組側「不当な支配介入」

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）の執行委員長らが恐喝容疑などで京都府警や滋賀県警などに逮捕、起訴された一連の事件について、組合と役員らが国や京都府、滋賀県などを相手手に起こした国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が21日、東京地裁で開かれた。ストライキなど労組法で認められた労働組合活動に対する不当な捜査や取り調

べ、長期勾留が行われたとして今年3月に提訴。関生支部の武建一委員長ら原告5人と代理人の弁護士が意見陳述した。

海渡雄一弁護士は、ビラ配りや建設現場の違法行為を指摘する取り組み、ストが威力業務妨害や恐喝未遂とされたことは「憲法と労働組合法が認めた正当な労働活動に対する不当な支配介入だ」と指摘。再逮捕がくり返され、役員らに30

0〜600日以上長期勾留を認めた裁判所には、労組法への無理解と人権侵害の責任があるとして、国賠訴訟の意義を強調した。

武建一委員長は、関生支部が中小生コン業者団体と協力関係を築いて業界統一の賃金や福祉を実現してきた経緯を語り、「労働協約に基づく労働活動が犯罪とされた。憲法が空洞化する事件だ」と訴えた。

「組合関係者に接触禁止」などの保釈条件が課されたことについても「仕事ができない。組合活動の停滞を狙った措置だ」と批判し

一人は「カトリック教会の信用を失墜させる行為。信徒に事実を説明し、責任の

新設する教会の建設費に充てる予定だった。司祭に投資話を持ち掛けた男性とは

た。

原告弁護士によると、京都府や滋賀県は東京地裁に提出した答弁書で認否に触れず、事件の京都地裁への移送を主張。裁判長が「訴状への認否をしてもらいたい」と促す一幕もあった。

一連の事件で、関生支部組合員が滋賀県内の建設工事を巡り、支部と協定を結ぶ生コン業者から生コンの供給を受けるよう求めたことを強要未遂として滋賀県警が武委員長を逮捕して以来、京都や大阪、和歌山の各府県警にのべ89人が逮捕された。（日比野敏陽）

対象

宿泊施設

行

食卓、セット

温泉ツアー  
レメツアー  
狩りツアー  
体験ツアー

旅行は対象外

は、旅行代金の15%に相当する。浦生氏は「9月上旬から（吉浦の）登録申請をス

知事、か、てい、同、交、を、進、の、日、公、東、格、た、も、の、と、わ